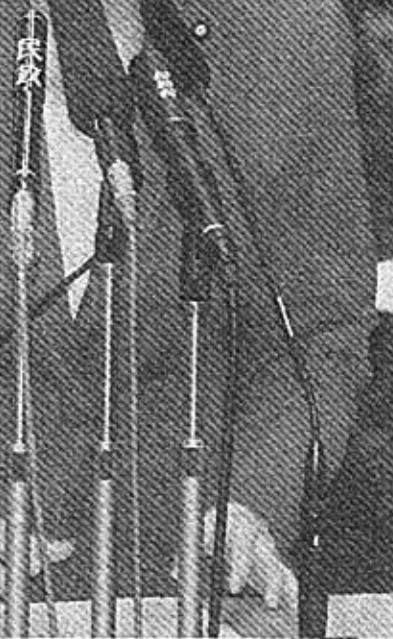


# 美しい分煙社会の作り方

## 第11回 ついに「分煙法」国会提出へ

須田慎一郎  
(ジャーナリスト)



提出したら「何を考えているんだ。もっとやるべき仕事があるだろう」と批判されることは必至だし、本当に提出するかどうかは常識で考えればわかるでしょう」と顔を曇らせる。どうやら「たばこ税」で恥をかかせて小宮山氏を手なすけたまではよかつたが、あまりの暴走ぶりに官僚たちも手を焼いている様子だ。

ただし、この法案が小宮山氏の偏執だけで進められているわけではない点に注意が必要である。国民生活や経済活動を規制するほど

強制的に喫煙者と非喫煙者を分断させるだけでは何も解決しないことは誰の目に明らかな。それで喫煙者が減らないことも過去の実例でわかつていて。いつぞ喫煙禁止法でも作り、たばこを覚醒剤や麻薬と同じ扱いにすれば受動喫煙問題はなくなるだろうが、財政が毛頭ない。だから、論理的にも経済的にも支離滅裂な法案が出てくるのである。

案の定、その背景には官

本連載の冒頭で「問題法案」として紹介した「受動喫煙防止法」(仮称)が、いよいよ国会に提出されようとしている。「職場での全面禁煙や分煙を義務付ける」という内容で、これまで検証してきた神奈川や兵庫の分煙条例と近い内容だ。その影響は、景気減速、雇業・失業増加、そして国民の娯楽・自由の制奪であることはこれまでレポートしてきた通りである。

そもそもたばこ問題は、強制的に喫煙者と非喫煙者を分断させるだけでは何も解決しないことは誰の目に明らかな。それで喫煙者が減らないことも過去の実例でわかつていて。いつぞ喫煙禁止法でも作り、たばこを覚醒剤や麻薬と同じ扱いにすれば受動喫煙問題はなくなるだろうが、財政が毛頭ない。だから、論理的にも経済的にも支離滅裂な法案が出てくるのである。

案の定、その背景には官

僚利権が潜んでいる。法案の中身を検証する前に、まずは利権のカラクリを明らかにしておこう。

改めて説明すると、職場の環境を改善する目的で強制禁煙を義務付ける「労働安全衛生法改正案」は、一般的なオフィスのみならず、飲食店やホテルといったサービス業も対象としており、居酒屋、バー、喫茶店さえ自由にたばこは吸えなくなる。喫煙者にも経営者にも甚大な影響が出る。「受動喫煙防止条例」を施行した神奈川県では「3年間で237億円の経済損失」が見込まれている。

それを尻目に、小宮山洋子・厚生労働相(当初は副大臣)が旗振り役となつて昨年から急ピッチで議論が進められ、今からと提出の機会をうかがってきたのが本法案である。

それがいよいよ国会に出てきそうな気配である。

きつかけとなつたのが、厚労相就任早々に飛び出した小宮山氏の「たばこ1箱

などの法律がそうであるよう、この分煙法もまた、規制する側の官僚たちにとつて非常に大きな利権を生む「宝箱」だからである。しかもこの法案が許し難いのは、その利権構造が国家や内閣の権力闘争ですらなく、厚労省内のセクショナリズムにすぎないということである。

そもそも受動喫煙防止対策は、旧厚生省が推し進め、03年に施行された健康増進法に定められている。これによつて病院の禁煙外來などが潤つているのは周知のことである。

事実で、最近では儲けが大きいことからテレビCMまで流されている。製菓業界や医師会などを所管する厚生省にしてみれば、「やってやつたり」の成果だつた。それを見てうらやましがつたのが、01年に旧厚生省と合併した旧労働者の労働官僚たちだつた。

「それまで『たばこ』とい

えば旧大蔵省の巨大利権で

他省庁にはアンタッチャブルだつた。それを厚生官僚

が自分たちの利権にしたの

を見て、労働官僚は「俺た

ちも一枚かみたい」と前

めりになつた。その結果ひ

ねり出されたのが、「職場

における受動喫煙防止対

策」という大義名分だった

法案作成に関係した某官

僚はそう告白した。

だから、すでに健康増進法で対策が取られているにもかかわらず、同じ厚労省から同主旨の別法案が出てくるという「屋上屋」が起きたのである。

そこに、名うての嫌煙家

で知られる小宮山氏が大臣(副大臣)として、降臨し

700円」発言だった。記憶に新しいように、閣内からも総スカンをくらいためなら、臨時国会に受動喫煙防止法案を提出したい」と、見当外れな目標を示したという。

僚利権が潜んでいる。法案の中身を検証する前に、まずは利権のカラクリを明らかにしておこう。

\*

9月の臨時国会は会期がわずか18日しかなかった。それも延長されたものである。こんな場で、国家の緊急課題でも何でもない分煙法が審議されるべきだと本気で考えていたのだろうか。厚労省は、年金、社会保障、生活保護、失業問題、さらには震災復興のセーフティネットなど、いくらでも重大課題を抱えている。

さすがに官僚から「それは無理」と押し返され、小宮山氏も断念したとされ、現在も統一する臨時国会でもまた法案提出の構えを見せ続けているが、先に挙げたような重大課題が片付いたわけがないこと

は、国民もよくわかっている通りである。

## 労働官僚が「俺にも利権を」

いうまでもなく、今国会は震災復興に向けた第3次補正予算案や復興庁設置の他、国民年金法の改正などがメインテーマである。与党内からも「分煙法

た。官僚たちは「体のいい神輿」を最大限利用し、法案提出させようと「ワッショイ、ワッショイ」やつているわけである。そんな馬鹿馬鹿しい役人の利権ぶんどり合いで、国民生活と経済は多大な影響を受けようとしている。裏に官僚利権がある限り、これを嫌煙大臣の暴走とだけ見ていると危険だ。恐らく小宮山氏が辞めても、民主党が政権を失つても、この法案はいずれ国会に持ち出される。

規制というものは、厳しくは厳しいほど、利権としては大きくなる。予定される法案では、ほとんど実現不可能な内容の禁煙・分煙が義務付けられる見通しだが、実際にはそんな大それた規制をせずとも、喫煙者、非喫煙者が共存する分煙空間は作れる。

次回から、本誌が考える「幸せの分煙環境」を実例とともにレポートする。法

案審議は、是非このレポートを読んでからにしておいた